

特別支援教育の教育課程と学習評価

1. 特別支援教育について
2. 特別支援学校の教育課程等
3. 障害のある児童生徒等の学習評価について
 - ・ 特別支援学校
 - ・ 小学校, 中学校等

川間 健之介
筑波大学

1. 特別支援教育について

特別支援教育について

- 障害のある子供については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。
- このため、障害の状態等に応じ、特別支援学校^(※1)や小・中学校の特別支援学級^(※2)、通級による指導^(※3)等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。
- 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

(※1)特別支援学校

- ・ 障害の程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の標準は6人(重複障害の場合3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱(身体虚弱を含む)。
⇒平成19年4月から、児童生徒等の障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換。

(※2)特別支援学級

- ・ 障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を標準(公立))。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

(※3)通級による指導

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業(主として各教科などの指導)を通常の学級で行いながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

(文部科学省作成)

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成29年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 989万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H19年比で1.2倍
0.7%
(約7万2千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H19年比で2.1倍
2.4%
(約23万6千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万8千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H19年比で2.4倍
1.1%
(約10万9千人)

4.2%
(約41万7千人)

増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度*の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,000人(うち通級：約250人))

(文部科学省作成)

2. 特別支援学校の教育課程等

特別支援学校の教育課程

○特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）小学部， 中学部， 高等部
 教育課程は， それぞれ小学校， 中学校， 高等学校の各教科等と「自立活動」で編成

○特別支援学校（知的障害）小学部， 中学部， 高等部

小学部の教育課程（平成29年告示学習指導要領）

各教科						特別の教科 道徳	外国語活動 ※	特別活動	自立活動
生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				

※外国語活動を設けることができる

中学部の教育課程（平成29年告示学習指導要領）

各教科									特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語 ※				

※外国語を設けることができる

高等部の教育課程（平成21年告示学習指導要領）

各学科に共通する各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語 ※	情報 ※				

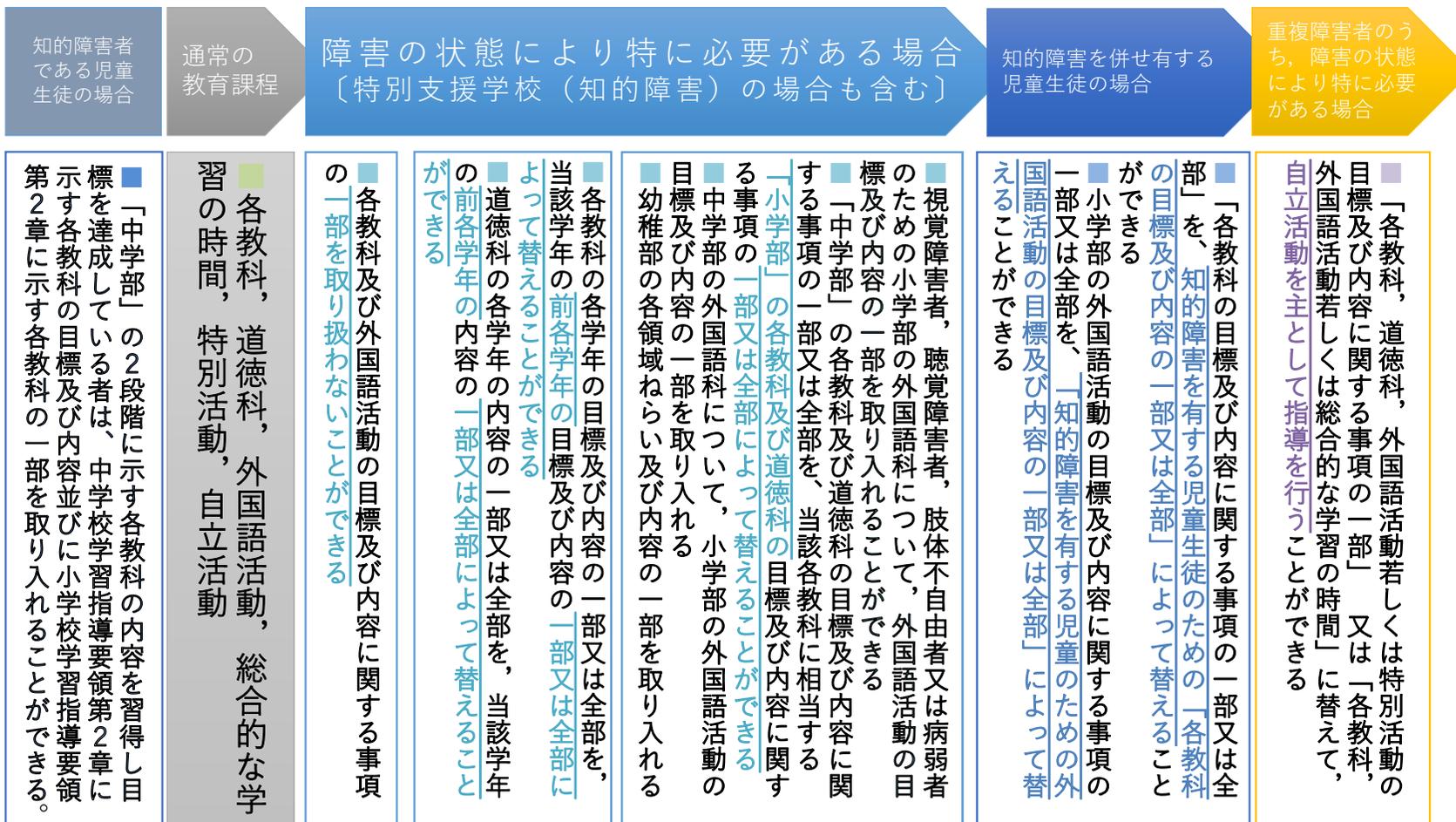
主として専門学科において開設される各教科				
家政	農業	工業	流通・サービス	福祉

※外国語、情報を設けることができる

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、教育課程の取扱いを規定。

[特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第8節(一部)]



個別の指導計画

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 第3節 教育課程の編成 3 (3) イ

各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、次の事項に配慮しながら、**個別の指導計画**を作成すること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 第2節 2 (4)

学校における**自立活動の指導**は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動 総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち 個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、**適切な指導計画**の下に行うよう配慮すること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章 自立活動

第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 **自立活動の指導**に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、**個別の指導計画**を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）

第7章 自立活動

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

第2 内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事。

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科

目標や内容について、育成を目指す資質・能力の3つの柱に基づき整理。
各部や各段階、幼稚園や小学校、中学校とのつながりに留意し、中学部に2つの段階を新設。
小・中学部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実させた。

段階別に内容を示している理由：知的障害児においては知的機能の障害が同一学年でも個人差が大きく、学力や習得状況が異なるため、段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒の実態等に即して、各教科の内容を精選して、効果的な指導ができるようにしている。そして、各段階における育成を目指す資質・能力を明確にすることから、段階ごとの目標を設定し、小学部では3段階、中学部では2段階により目標及び内容を示している。

小学部 1段階は、主として知的障害の程度は比較的重く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要である児童を対象とした内容

国語

小学部 2段階では、知的障害の程度は、1段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする児童を対象とした内容

算数

小学部 3段階では、知的障害の程度は、他人との意思の疎通や日常生活を営む際に困難さがみられ、適宜援助を必要とする児童を対象とした内容

中学部 1段階では、小学部3段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思の疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容

中学部 2段階では、中学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容

特別支援学校における教科等の指導における特徴的な取扱い (学校教育法施行規則)

第百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第百二十六条から第百二十八条までに規定する各教科(次項において「各教科」という。)又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

3. 障害のある児童生徒等の学習評価について

- ・ 特別支援学校
- ・ 小学校, 中学校等

障害のある児童生徒等の学習評価について①（例：小学校段階）

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成22年5月1日）より

～学習評価の改善に関する基本的な考え方～

障害のある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障害のない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的に変わるものではないが、児童生徒の障害の状態等を十分理解しつつ、様々な方法を用いて、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握することが必要であること。また、特別支援学校については、新しい学習指導要領により個別の指導計画の作成が義務付けられたことを踏まえ、当該計画に基づいて行われた学習の状況や学習の結果の評価を行うことが必要であること。

1 特別支援学校小学部に在籍する児童

指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また、児童の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）第1章第2節第5の規定（重複障害者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては、その教育課程や実際の学習状況を考慮し、各教科等を合わせて記録できるようにするなど、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に記入する。

2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科について小学校等と同様の観点学習評価及び評定を記入するとともに、「自立活動」の記録について学年ごとに記載する。

障害のある児童生徒等の学習評価について②（例：小学校段階）

- 3 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す小学部の各教科の目標，内容に照らし，具体的に定めた指導内容，実現状況等を文章で記述する。

観点ごとに評価することとせず、学習評価における観点を示していない

各教科・特別活動・自立活動の記録						
	1	2	3	4	5	6
生活						
国語						
算数						
音楽						
図画工作						
体育						
特別活動						
自立活動						

中央教育審議会 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について
(答申) 2016年12月 「知的障害者である児童生徒に対する教育課程」 (抄)

「児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要である。」

教科	学年	1	2
	観点		
生活			
国語			

小学校・中学校における特別支援教育

小学校学習指導要領(平成29年3月告示)

第1章 総則 第4 児童の発達への支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。



小学校、中学校の通常の学級の授業：自立活動の授業は行うことができない。
自立活動の内容は、指導内容や指導方法の工夫、あるいは配慮事項

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

障害のある児童生徒等の学習評価について③（例：小学校段階）

小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成22年5月1日）より

- 1 特別支援学級に在籍する児童
必要がある場合，特別支援学校小学部の指導要録に準じて作成する。
- 2 通級による指導を受けている児童
通級による指導を受けている学校名，通級による指導の授業時数，指導期間，指導の内容や結果等を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記入する。
- 3 通級による指導の対象となっていない児童で，教育上特別な支援を必要とする場合
必要に応じ，効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記入する。